

2026年度第70期育英生募集要項

I 募集人数

大学育英生 10名以内

II 応募資格

1. 2026年3月高等学校卒業見込の者、又は2025年3月高等学校を卒業した者及び高等学校卒業程度認定試験合格者（2年有効）のいずれかであること。
2. 2026年4月から当財団学生寮より通学可能な大学に進学を希望する者であること。
3. 成績優秀、品行方正、身体強健な男子で、学資について他からの援助が必要と認められる家庭の事情にある者であること。（世帯年収は、特別な経済的事情のない限り原則として600万円以下とします）
4. 原則として、東京都及び東京都に隣接する県（埼玉・千葉・神奈川）以外に居住する者であること。
5. 留学給費育英生については、現在受入れを見合わせております。

III 採用条件

当財団設立の趣旨を理解し、学生寮に入寮し、寮規・寮則を遵守のうえ団体生活を通じて人格を形成することに強い希望を持っている者であることを最も重視しています。

選考過程において十分に審査・検討した結果、この条件を満たしていると判断された者が当財団給費育英生選考委員会にて育英生として選出され、理事会の承認を得て採用となります。

IV 応募方法

当財団の大学育英生となることを希望する人は、「育英生願書」に所定事項を記入のうえ、次の書類を添付して、育英生募集係に送付して下さい。

1. 全家計支持者それぞれに対する「2025年度道府県・市区町村民税」の通知書のコピー若しくは市区町村長の証明書。（2024年中の総所得額及び住民税額の記載のあるもの）
2. 2025年度の「固定資産税」の税額及び課税物件の種別、数、面積等についての市区町村長の証明書。（固定資産がない場合は、「育英生願書」の「応募に至る家計状況欄」にその旨付記すること）

※第一次選考通過者には、健康診断書を提出していただきます。

※採用決定者は、入寮までにスクリーニング検査の「Viewアレルギー 39」を受け、検査結果を提出していただきます。

V 応募書類の入手方法及び問い合わせ

1. 「育英生願書」は当財団ウェブサイト（<https://www.matsuo-ikueikai.or.jp>）よりダウンロードすることができます。
郵送を希望する場合は、下記育英生募集係までご請求ください。
〒107-0062 東京都港区南青山6丁目1番3号
公益財団法人松尾育英会 育英生募集係
TEL 03-3407-5107 FAX 03-3407-5108
メールアドレス contact@matsuo-ikueikai.or.jp
2. 応募希望者の登録受付
「応募資格学年（3年生）に至っていない高校1・2年生」で応募登録を希望される方も上記までご連絡下さい。

VI 応募書類の送付先

応募希望者は、IVで指定した応募書類を、9月16日必着で上記の育英生募集係宛に送付して下さい。

VII 選考と採用

1. 第一次選考の実施
(1) 当財団では、育英生募集係に提出された「育英生願書」等の応募書類をもとに、給費育英生選考委員会において選考を実施して、第一次候補者を決定します。
(2) 当財団では9月下旬に、第一次候補者に決定した学生に対して「第一次候補者決定通知書」を、在学または出身学校長宛に「育英生推薦調書」及び「小論文用課題・解答用紙」を送付します。

《推薦者へのお願い》

送付した「育英生推薦調書」を作成のうえ、本人記述の「小論文」を添えて、10月16日必着で育英生募集係宛に送付して下さいますようお願い致します。

2. 選考委員による第一次候補者の面談及び家庭訪問
当財団給費育英生選考委員による第一次候補者のオンライン面談を行うとともに、家庭を訪問して保護者との面談（第一次候補者同席）を実施します。また、第一次候補者の学校生活について、担任への聞き取り調査を実施します。
3. 第二次選考の実施
当財団では、学校長作成の「育英生推薦調書」、第一次候補者作成の「小論文」「健康診断書」等の提出書類及び面談・家庭訪問の内容等をもとに、給費育英生選考委員会において選考し、採用内定者を決定します。この決定

は、12月初旬までに行い、直ちに「採用内定者決定通知書」を推薦者及び本人宛に通知します。

4. 採用内定者に対する面接と体験宿泊の実施

大学入試に際し、上京される時を選んで当財団給費育英生選考委員が面接を行います。この面接は、人物と家庭環境等を知ることが目的で、学科に類するもののテスト等はありません。また、実際の寮生活の一端を体験していただきます。

5. 採用決定

当財団育英生としての採用は、採用内定者であって、面接を受けて体験宿泊に参加し、志望校の入試に合格した者について、当財団給費育英生選考委員会の議を経て理事会が決定します。育英生としての採用通知は、3月中旬頃となります。

※各選考過程において、合格・不合格にかかわらず、結果を書面にて応募者本人と在学または出身学校宛に通知いたします。

VIII 参 考

1. 日本学生支援機構等、他育英団体との関係

当財団に「育英生願書」を提出した人でも、日本学生支援機構等他育英団体へ願書を提出されることは一向に差支えありません。本会の選考は、そのことに関係なく行われます。但し、当財団の育英生に採用されたときは、他団体・機関・企業の奨学金は辞退していただきます。

2. 大学への受験願書は、当財団に関わりなく提出して下さい。

3. 育英生として採用後、次に該当する場合は退寮処分となり、それまでに当財団が給付した育英金を返済していただきます。

- (1) 育英規程・寮規・寮則に違反したとき。
- (2) 寮監の指導に従わないとき。
- (3) 傷病・疾病により成業の見込みがないとき。
- (4) 学業成績が不良もしくは留年となったとき。
- (5) 当財団の育英資金を必要としない事由が生じたとき。
- (6) その他、当財団の設立趣旨に反し、育英生として不適切な行動が認められたとき。

4. 現在育英生は、東京大学、東京科学大学、電気通信大学、慶應義塾大学、東京理科大学、明治大学、早稲田大学に在籍しています。